

県産材消費拡大支援事業

県産材を使用した一戸建て住宅を新築又は購入する場合に、その金額の一部を助成することによって、県産材の利用拡大を図り、県内の健全な森林づくりを推進する事業です。



広島県

1 申込みができる方

- 県内に自ら居住するために住宅を建築又は購入しようとする方
- 県税滞納のない方
- 県産材モニターとして、アンケートなどに協力できる方
- 施工業者と住宅の建築について契約を締結した方
- ※ 県産材とは、合法的な手続きを経て伐採された広島県内産の丸太を加工した木材
- ※ 購入について、完成した住宅を購入する場合は除きます。

2 対象となる住宅の要件

下記のすべての要件を満たす住宅が助成の対象となります。

- 県内に自ら居住するための新築の在来軸組工法による一戸建て木造住宅
- 主要構造部材に使用する材積のうち県産材を60%以上使用する住宅
- 延床面積（住宅部分の床面積）が100㎡以上の住宅
- 県内に営業所を有し、建設業法に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受けている業者が施工した住宅
- 建築基準法に基づく建築工事届が受理されている住宅
- ※ 助成金の交付決定前に住宅現場へ主要構造部材が納入されている住宅は除きます。
- 平成23年3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、確認が可能な住宅
- ※ 主要構造部材とは、梁、桁、柱、間柱、土台、母屋、棟木、大引、垂木、筋交い、根太
- ※ 主要構造部材の中には、上記の部材の代替で使用する合板等を含みます。



3 助成額

1戸あたり40万円の助成をします。

4 募集期間と募集戸数

募集期間と募集戸数は次のとおりです。

	期 間	募集戸数
第1回	平成22年4月1日～4月10日	25
第2回	平成22年4月11日～4月30日	50
第3回	平成22年6月1日～6月20日	50
第4回	平成22年8月1日～8月20日	50
第5回	平成22年10月1日～10月20日	50
第6回	平成22年12月1日～12月20日	25
計		250

※ 申込書類は当日消印有効とします。

5 交付までの手続き

申込書の提出

○ 次の書類を広島県農林水産局農林整備部林業課へ提出してください。

○ 必要書類

- ① 申込書
- ② 県税の納税証明書（申込日の3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 住宅建設予定地を表示した位置図（1：25000程度）
- ④ 工事請負契約書又は売買契約書の写し

交付予定者の決定

- 提出書類を確認し、助成金の交付予定者を決定します。
- 申込が募集棟数を上回った場合、交付予定者を抽選で決定します。
- 申込が募集棟数を下回った場合、残戸数を次回募集に繰り越します。

交付申請書の提出

○ 主要構造部材の納入前までに次の書類を提出してください。

○ 必要書類

- ① 交付申請書
- ② 住宅の平面図，矩計図
- ③ 木びろい表（計画）
- ④ 施工業者の建設業法の許可書の写し
- ⑤ 建築基準法に基づく建築工事届の写し

交付決定

○ 提出書類を確認審査し、助成金の交付決定通知書を送付します。

実績報告書の提出

○ 竣工（主要構造部材の施工完了）後14日以内に次の書類を提出してください。

○ 必要書類

- ① 事業実績報告書
- ② 県産材を主要構造部材に使用したことを証する書類
- ③ 木びろい表（実績）
- ④ 請求書
- ⑤ 現地写真（全景写真で主要構造部材の施工が確認できるもの）

現地検査

○ 提出書類の確認審査と必要に応じて現地検査を行います。



確定、助成金支払い

○ 助成額を確定し、助成金をご指定の口座に振り込まれます。

6 必要書類について

県庁農林水産局林業課又は最寄りの農林水産事務所（農林事業所）に備え付けています。

7 申込み・問合せ先

広島県 農林水産局 農林整備部 林業課

住 所 〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話番号 082-513-3688（ダイヤルイン）

E-mail nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp

申込書類等は県のホームページからも、ダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>



～ 県産材消費拡大支援事業 Q & A ～

募集申込みに関する手続編

問1 どのような人や住宅が支援の対象となるのですか。

答 広島県内に自ら住むための住宅を新築又は購入する人が対象となります。
対象となる住宅は、在来軸組工法による一戸建て木造住宅で、延床面積が100㎡以上の住宅が対象となります。
ただし、既に完成している住宅を購入する場合は支援の対象となりません。

問2 助成金額はいくらになるのですか。

答 住宅の延床面積100㎡以上の住宅に 一戸あたり40万円助成します。

問3 申込みができる方の要件はありますか。

答 申込みの要件は、次のとおりです。

- 1 県内に自ら居住するために住宅を建築又は購入しようとする方
- 2 県税の滞納がない方
- 3 県産材モニターとして、アンケート等に協力できる方
- 4 住宅施工業者と住宅建築に関する契約を結んだ方

問4 どのくらいの住宅が支援の対象となるのですか。

答 年間で250戸を予定しています。

問5 募集期間はどのようになっていますか。

答 募集期間は次のとおりとなっております。

	募 集 期 間	募集数
第1回	平成22年4月1日～平成22年4月10日	25
第2回	平成22年4月11日～平成22年4月30日	50
第3回	平成22年6月1日～平成22年6月20日	50
第4回	平成22年8月1日～平成22年8月20日	50
第5回	平成22年10月1日～平成22年10月20日	50
第6回	平成22年12月1日～平成22年12月1日	25

申込書と必要書類を広島県 農林水産局 農林整備部 林業課 林業・木材振興グループへ郵送又は持参してください。郵送の場合は当日消印有効となります。

問6 何故、募集期間を分けて募集を行うのですか。

答 募集回数を分けて年間を通じた募集を行うことにより、年間を通じて県産材の消費拡大を促し、健全な森林づくりに貢献することをPRするために募集回数を分けて行うこととしております。

問7 昨年度の事業で申込を行ったが、住宅建設を実施しませんでした。今年度、再度申込を行うことは可能ですか。

答 補助対象条件に適合する住宅を建設する場合は申込を行うことができます。

問 8 助成の対象となる県産材住宅はどのような住宅をいうのですか。

答 助成の対象となる住宅の要件は次のとおりです。

- 1 在来軸組工法による一戸建て木造住宅
 - 2 主要構造部材に使用する材積のうち県産材を60%以上使用する住宅
 - 3 延床面積が100㎡以上の住宅
 - 4 県内に営業所を有し、建設業法の許可（建築工事一式又は大工工事業）を受けている業者が施工する住宅
 - 5 建築基準法に基づく建築工事届の受理がなされている住宅
 - 6 平成23年3月31日までに主要構造部材の施工が完了し現地確認可能な住宅
- ※ 助成金の交付決定前に主要構造部材が住宅現場に納入されている住宅を除きます。

問 9 住宅の主要構造部材とは、どこの部分をいいますか。

答 この事業における住宅の主要構造部材とは、『梁、桁、柱、間柱、土台、母屋、棟木、大引、垂木、筋交い、根太』をいいます。なお、部材に変わって使用する構造用合板も含まれます。

問 10 県産材の定義について教えてください。

答 県産材とは、合法な手続きを経て伐採された広島県内産の丸太を加工した木材をいいます。次の方法で証明された木材をいいます。

- 1 広島県産地証明協議会発行の産地証明制度により証明された木材
- 2 『緑の循環』認証会議（SGEC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業体の認証林産物
- 3 森林・林業・木材産業団体が認定する合法木材供給事業者が県内で伐採された丸太を使用していることを納品書等で明記した木材
- 4 森林法に基づく伐採届出書等の写しにより、伐採の場所及び手法が明らかな木材（製品を購入する場合は伐採届出書の写しと県内で伐採されていることを納品書等で明記した木材）
- 5 1から4により証明される広島県内産の丸太を60%以上使用する集成材、合板及びLVL

問 11 申し込みにはどのような書類が必要となりますか。

答 次の書類が必要となります。

- 1 県産材消費拡大支援事業補助金申込書
- 2 県税の納税証明書（滞納がない証明）（次のいずれかの書類を添付してください。）
※ 最寄の県税事務所（県税）で取扱っております。
※ 最寄の市町役場（県民税）で取扱っております。
- 3 住宅の建築予定箇所を示した位置図（縮尺：2万5千分の1程度）
- 4 住宅建設について、施工業者と契約を締結したことを証する書類

問 12 助成が受けられる対象者をどのように決定するのですか。

答 申込者が募集戸数を上回った場合は、抽選で決定します。

申込者が募集戸数を下回った場合は、次回募集に繰り越して募集をします。

※ 抽選で落選された方については、続けて申込を希望される方については、次の1回に限り募集申込があったものとして、整理させていただきます。

問 13 助成が受けられることが決定したら、どのような手続をすればよいのでしょうか。

答 次の手続きを行うこととなります。

- 1 県から助成対象者となった旨の通知が届きます。
- 2 主要構造部材を住宅建設現場へ納入する前に補助金交付申請の手続きを行います。
- 3 県から補助金交付決定された旨の通知が届きます。
- 4 主要構造部材の施工を実施し、施工完了後速やかに県へ実績報告を行います。
- 5 県職員が報告書類及び必要に応じて主要構造部材の施工状況を確認し、適正に施工されていれば県から助成金を指定の口座に振り込みます。

詳しくは、助成対象者となった旨の通知の際に手続きについての資料を同封します。

問 14 申込書はどこに行けば入手できますか。

答 申込書等の様式は、県庁農林水産局林業課又は最寄の農林水産事務所（農林事業所）林務（第二，第三）課に備え付けております。

また、県のホームページからもダウンロードできます。

- 広島県 農林水産局 農林整備部 林業課
- 住 所 : 〒730-8511 広島市中区基町10-52
- 電話番号 : 082-513-3688 (ダイヤルイン)
- F A X : 082-223-3583
- E-mail : nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp
- U R L : <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

問 15 助成金の申込みを行った後に申し込み内容を変更することは可能ですか。

答 助成金の申込み内容について、次の点について変更が生じた時は、速やかに変更届を提出してください。

ただし、申込者の変更は認めませんので、この場合は改めて申込みを行う必要があります。これは、架空の助成金の申込みを防ぐ目的で申込者の変更を認めないこととしておりますので、御理解ください。

- 1 建設予定箇所の変更
- 2 住宅の構造及び延床面積の変更
- 3 県産材使用割合の変更
- 4 施工業者の変更
- 5 主要構造部材の施工完了予定日の変更（23年3月1日以降となる場合に限る。）

問 16 他の同様の助成金とあわせて、申込みをすることができますか。

答 この事業では特に制約を設けておりませんが、同様の助成金制度がある国、市町などにお問合せください。

問 17 自ら県内で生産した丸太を加工し住宅を建築する場合に助成が受けられますか。

答 今回の助成が受けられる住宅の要件として、県内に営業所を有し、建設業法に基づく建築工事業又は大工工事業の許可を受けた業者が施工した住宅としております。

このため、それ以外の者が施工した住宅については助成を受けることはできません。

問 18 枠組工法による木造住宅は助成の対象となりますか。

答 現在では、枠組工法の主要構造部材に県産材を使う事例が少ないため、今回の助成制度の対象外とさせていただいております。

問 19 店舗付き住宅は助成の対象となりますか。

答 店舗部分を除いた延床面積が 100 m²以上となる場合は、助成の対象となります。(住宅との共用部分は可)

問 20 建築基準法に基づく建築工事届の写しは、どのようにすればよいでしょうか。

答 県の建設事務所等へ提出された建築工事届出書の写しを添付していただくこととなります。既に建築工事届出書を提出し、写しを保管していない場合は、建築確認済書の写しで、住宅着工の時期が、平成 21 年 4 月 1 日以降であることが確認できれば、建築確認済書の写しを添付していただくこととなります。

問 21 今まで県外に居住していたが、この度県内に居住するために住宅を建築するのですが、補助の対象となりますか。また、この場合、県税の滞納がないことの証明はどのようにすればよいでしょうか。

答 この事業は、県内に自ら居住するために住宅を建築又は購入する者に支援するものです。よって、質問のような場合は助成の対象となります。
また、この場合は県税に滞納がないことを証する書類の添付は不要です。

問 22 住宅建設予定地について、分筆を行っていない等の理由により、正確な地番を記載することが、出来ない場合はどのように記載すればよいでしょうか。

答 正確な地番を記載できない場合は、〇〇市〇〇町〇丁目〇〇の一部等の記載をしてください。

問 23 平成 21 年度と内容が変わったところは、何処でしょうか。

答 主な変更箇所は次のとおりです。

- 1 助成金額の変更：一戸あたりの助成額を 40 万円としました。
- 2 募集方法の変更：年 6 回に分けて募集を行います。
- 3 申込要件の追加：申込要件に住宅施工業者との契約をしていることを追加しました。
- 4 県産材の定義：県内産の丸太を 60%以上使用する合板及び L V L を追加
- 5 主要構造部材：主要構造部材の代替として使用する合板を追加